

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 30 日

月 曜 日

第 3890 号

目 次

規 則

○富山県事務委任規則の一部を改正する規則	1
○富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	2
○富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	5

規 則

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第14号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 1 号に掲げる事務、第 2 号」を「第 1 号から第 3 号まで」に、「第 3 号」を「第 4 号」に、「第 50 条第 6 号の 3」を「第 50 条第 6 号の 2」に、「第 4 号」を「第 5 号」に、「第 5 号」を「第 6 号」に、「第 20 号」を「第 21 号」に改め、同条中第 41 号を第 42 号とし、第 35 号から第 40 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 34 号ウ中「こと」の次に「（同法第 17 条第 4 項において準用する場合（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）を含む。）」を加え、同号を同条第 35 号とし、同条中第 33 号を第 34 号とし、第 4 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号タ中「第 6 号の 3」を「第 6 号の 2」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第 105号）に関する事項

ア 生活困窮者自立支援法第 4 条第 1 項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施に関すること。

- イ 生活困窮者自立支援法第5条第1項の規定により生活困窮者住居確保給付金を支給すること。
- ウ 生活困窮者自立支援法第6条第1項各号に掲げる事業の実施に関すること。
- エ 生活困窮者自立支援法第15条第1項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること。
- オ 生活困窮者自立支援法第16条第1項の規定により官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
- カ 生活困窮者自立支援法第16条第2項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に、当該住宅の状況につき、報告を求めること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第15号

富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 富山県単純労務職員の給与に関する規則(昭和34年富山県規則第42号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成26年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「平成17年富

山県条例第 131号) 附則第12条」を「平成26年富山県条例第72号) 附則第 7 条」に、「 100分の 2」を「 100分の 1」に改める。

別表第 5 中	「	41	を	「	42	に、	「	77	を	「	76	に改める。
		42			43			77			76	
		42			44			77			76	
		43			45			77			76	
		43			45			77			76	
		44			46			77			76	
		44			46			77			76	
		45			47			77			76	
		45			47			77			76	
		46			48			77			76	
		46			48			77			76	
		47			49			77			76	
		47			49			77			76	
		48			50			77			76	
		48			50			77			76	
		49			51			77			76	
		49			51			77			76	
		50			52			77			76	
		50			52			77			76	
		51			53			77			76	
		51			53			77			76	
		52			54			77			76	
		52			54			77			76	
		53			55			77			76	
		53			55			77			76	
		53			56			77			76	
		54			56			77			76	
		54			57			77			76	
		54			57			77			76	
		54			57			77			76	
		55			58			77			76	
		55			58			77			76	
	55			58			77			76		
	55			59			77			76		
	56			59			77			76		
	56			59			77			76		

56	60
56	60
57	60
57	61
57	61
58	62
58	62
59」	63」

(富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成24年富山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」を「富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第16号

富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県工業技術センター条例施行規則（昭和61年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 7 の表大型エクス線 C T の項の次に次のように加える。

フェーズドアレイ超音波探傷試験機	1 台につき 1 時間	3, 390 円
------------------	-------------	----------

別表第 1 の 7 の表中「1, 380 円」を「1, 900 円」に改め、同表非接触三次元測定装置の項の次に次のように加える。

画像式高速三次元測定機	1 台につき 1 時間	2,740円
可搬レーザ 3D スキャナ	1 台につき 1 時間	2,800円

別表第 1 の 7 の表積層造形装置の項の次に次のように加える。

3D プリンター用樹脂粉末作製装置	1 台につき 1 時間	2,270円
金属積層造形システム	1 台につき 1 時間	10,150円
ショットピーニング装置	1 台につき 1 時間	1,180円
CNC ワイヤ放電コンターマシン	1 台につき 1 時間	440円
熱処理用電気炉	1 台につき 1 時間	430円

別表第 1 の 7 の表大出力炭酸ガスレーザ加工システムの項を削り、同表中「5,500円」を「5,550円」に改め、同表メルトインデクサーの項の次に次のように加える。

熱変形温度測定装置	1 台につき 1 時間	350円
-----------	-------------	------

別表第 2 の 2 の表中

「	回転曲げ	常温の場合	880円
	疲労試験	高温の場合	1,760円」

を

「	小野式回転曲げ疲労試験	880円
	片持式回転曲げ疲労試験	440円」

に改める。

別表第 2 の 4 の表中「1,660円」を「2,910円」に改める。

別表第 2 の 8 の表中

「	メルトフローレイト測定	2,570円」
---	-------------	---------

を

「	メルトフローレイト測定	2,570円
	熱変形温度測定	2,930円」

に改める。

別表第 2 の 9 の表中

大出力炭酸ガスレーザー加工	1	時 間	12,100円
レーザー表面改質加工			15,380円

を

金属積層造形加工	1	時 間	14,510円
----------	---	-----	---------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)